



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年4月26日火曜日 第2768号

◇ 目 次 ◇

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 363
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 363
 保安林の指定.....（ " ）... 363
 同意の成立（特定養殖共済）.....（漁政課）... 364
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 364
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 364
 道路の供用開始（県道今治波方港線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 365
 土地改良区役員の就退任の届出（10件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 365
 土地改良区役員の氏名の変更の届出.....（ " ）... 368
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 368
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 368
 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 369

公 告

バイオセーフティレベル3検査設備の購入.....（畜産課）... 369

教育委員会告示

博物館に相当する施設の指定の取消し.....（生涯学習課）... 370
 愛媛県総合科学博物館の指定管理者の名称の変更.....（ " ）... 370
 愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の名称の変更.....（ " ）... 371

人事委員会告示

平成28年職種別民間給与実態調査の実施.....（人事委員会事務局）... 371

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 371
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 371
 政治団体の解散の届出.....（ " ）... 372
 資金管理団体の届出.....（ " ）... 373

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第512号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成28年度の事業計画を、平成28年4月18日次のとおり定めた。
 平成28年4月26日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
四国中央市	富郷町寒川山の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
	川滝町下山・領家の一部	"	"
	金生町山田井の一部	"	"
東温市	松瀬川の一部	平成29年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第513号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月26日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
松山市河中町乙55の17
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第514号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
今治市長沢字宮地甲1326、字原ヶ谷山乙203の14、乙203の164から乙203の169まで、乙203の344
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮地甲1326・字原ヶ谷山乙203の164から乙203の168まで
(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第515号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

真珠母貝養殖業

加 入 区
下波加入区

○愛媛県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第517号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-23)第7759号	平成23年7月30日	ミツワ住宅産業	長井 孝司	今治市郷六ヶ内町1-3-25	平成28年3月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第16840号	平成23年4月25日	岸工房	岸 徹志	四国中央市土居町天満17-2	平成28年3月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般-24)第13800号	平成24年8月20日	藤本工務店	藤本 義行	今治市伯方町叶浦甲52	平成28年3月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第17365号	平成26年7月28日	い組	宗行 一史	今治市桜井団地1-4-5	平成28年3月29日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般-24)第16999号	平成24年5月2日	横井ポンプ商会	横井 隆典	新居浜市沢津町3-5-34	平成28年3月30日	管工事業	建設業の廃止

上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532-1
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	高 橋 一 夫	四国中央市上分町1239
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659-2
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13
"	桑 城 政 子	四国中央市上分町505
"	仙 波 保	四国中央市上分町558-5
"	井 川 徳 治	四国中央市妻鳥町2674
監 事	長 野 幹 男	四国中央市上分町98-4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532-1
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	高 橋 一 夫	四国中央市上分町1239
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659-2
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13
"	桑 城 政 子	四国中央市上分町505
"	仙 波 保	四国中央市上分町558-5
"	井 川 徳 治	四国中央市妻鳥町2674
監 事	長 野 幹 男	四国中央市上分町98-4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199-1

○愛媛県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市阿方甲305番6から 同市阿方甲300番4まで	平成28年 4月26日

○愛媛県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	重 松 政 弘	松山市森松町752番地
"	重 松 良 夫	松山市森松町386番地
"	渡 部 勇 起	松山市森松町854番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橋 寿 幸	松山市井門町117番地
監事	中 川 功 一	松山市森松町591番地 5
"	渡 部 敬 次	松山市井門町304番地

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	重 松 政 弘	松山市森松町752番地
"	重 松 良 夫	松山市森松町386番地
"	渡 部 勇 起	松山市森松町854番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橋 寿 幸	松山市井門町117番地
監事	中 川 功 一	松山市森松町591番地 5
"	渡 部 敬 次	松山市井門町304番地

○愛媛県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	重 松 信 二	松山市高岡町575番地
監事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
"	新 家 金 吾	松山市高岡町136番地

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	竹 内 健 二	松山市高岡町209番地
監事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
"	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

○愛媛県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1

監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

○愛媛県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596番地
"	一 色 孝 史	松山市安城寺町1113番地 1
"	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
"	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717番地 4
"	井 上 芳	松山市安城寺町1299番地
"	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108番地
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218番地
"	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345番地 2
"	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161番地 3
"	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325番地 3
"	野 本 正 志	松山市安城寺町1233番地
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048番地 8
"	矢 野 康 伸	松山市安城寺町1614番地
"	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
"	有 田 元 一 郎	松山市安城寺町1244番地
"	本 田 昭 二	松山市安城寺町1652番地
"	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057番地
監 事	渡 部 潤 一 郎	松山市安城寺町1229番地
"	乘 松 直 英	松山市安城寺町989番地
"	洲之内 長	松山市安城寺町1206番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596番地
"	本 田 和 美	松山市安城寺町1645番地
"	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
"	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717番地 4

"	渡 部 潤 一 郎	松山市安城寺町1229番地
"	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108番地
"	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218番地
"	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345番地 2
"	氏 川 梅 三	松山市安城寺町161番地 3
"	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325番地 3
"	野 本 正 志	松山市安城寺町1233番地
"	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048番地 8
"	宮 本 弘	松山市安城寺町1099番地
"	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
"	有 田 元 一 郎	松山市安城寺町1244番地
"	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533番地 2
"	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057番地
監 事	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
"	木 村 昇	松山市安城寺町698番地
"	洲之内 長	松山市安城寺町1206番地

○愛媛県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	岡 本 靖	伊予郡松前町大字北川原728番地 3

○愛媛県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1
"	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
"	横 田 増 雄	松山市土居田町117番地 3
"	永 木 和 正	松山市土居田町470番地
"	本 田 和 良	松山市土居田町385番地 3
"	武 田 穂 積	松山市土居田町382番地 1
監 事	徳 永 伊 豆 男	松山市土居田町 8 番地 3
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1

〃	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
〃	永 木 貞 雄	松山市土居田町468番地 2
〃	横 田 増 雄	松山市土居田町117番地 3
〃	永 木 和 正	松山市土居田町470番地
監 事	徳 永 伊豆男	松山市土居田町 8 番地 3
〃	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2

○愛媛県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 輝 樹	松山市市坪南二丁目 7 番 8 号
〃	池 内 光 雄	松山市市坪南二丁目12番 5 号
〃	池 田 美紀子	松山市市坪北一丁目11番 8 号
〃	池 内 功	松山市市坪南二丁目 2 番 3 号
〃	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目 4 番 7 号
〃	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目 5 番20号
〃	本 田 博 子	松山市市坪北二丁目 6 番18号
監 事	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
〃	池 田 和 弘	松山市市坪南二丁目 7 番28号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番 1 号
〃	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
〃	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
〃	池 内 功	松山市市坪南二丁目 2 番 3 号
〃	本 田 博 子	松山市市坪北二丁目 6 番18号
〃	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目 4 番 7 号
〃	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目 5 番20号
監 事	本 田 英志郎	松山市市坪南二丁目11番10号
〃	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目 5 番29号

○愛媛県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820番地
〃	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837番地 1
〃	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町 4 番地 1

〃	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002番地 4
〃	田 所 東洋志	松山市西長戸町878番地
〃	渡 部 富 博	松山市西長戸町951番地 2
〃	村 上 龍 夫	松山市西長戸町849番地 1
〃	杉 本 敬 典	松山市西長戸町48番地
〃	二 神 薫	松山市船ヶ谷町98番地
監 事	池 田 直 俊	松山市西長戸町817番地
〃	森 田 勇 治	松山市西長戸町489番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 直 俊	松山市西長戸町817番地
〃	森 田 久 典	松山市西長戸町820番地
〃	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
〃	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町 4 番地 1
〃	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地 1
〃	渡 部 富 博	松山市西長戸町951番地 2
〃	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002番地 4
〃	田 所 東洋志	松山市西長戸町878番地
〃	森 田 利 博	松山市船ヶ谷町95番地
監 事	田 所 章 二	松山市西長戸町330番地
〃	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837番地 1

○愛媛県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 本 彰	松山市志津川町 2 番地
〃	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1
〃	岡 本 定	松山市志津川町108番地
〃	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1
〃	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2
〃	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
〃	倉 田 廣 明	松山市志津川町347番地
〃	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
〃	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3
〃	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2
監 事	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
〃	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
〃	倉 田 廣 明	松山市志津川町347番地
〃	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2

"	杉之内 豊彦	松山市志津川町289番地 3
"	杉之内 俊二	松山市志津川町303番地 1
"	青木 勝	松山市志津川町60番地 2
"	石井 政夫	松山市志津川町106番地
"	安藤 孝則	松山市志津川町82番地
"	門屋 康郎	松山市志津川町70番地 1
"	藤本 彰	松山市志津川町 2番地
監事	山本文則	松山市志津川町365番地
"	門屋 章一郎	松山市志津川町10番地 2

"	川井 秀一	松山市久谷町2205番地
"	岡田 博芳	松山市窪野町831番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	大野 和男	松山市浄瑠璃町甲180番地 4
"	井口 清尊	松山市浄瑠璃町1013番地
"	麓 久司	松山市久谷町1654番地
"	渡部 敬三	松山市浄瑠璃町634番地
"	相原 義則	松山市久谷町甲521番地 2
"	林 志朗	松山市久谷町183番地
"	二神 明正	松山市窪野町2219番地
"	武智 真吾	松山市窪野町 2番地
"	権名津 武士	松山市窪野町1252番地
監事	大森 征夫	松山市浄瑠璃町248番地
"	川井 秀一	松山市久谷町2205番地
"	岡田 博芳	松山市窪野町831番地

○愛媛県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	三神 良孝	松山市浄瑠璃町864番地
"	松田 達也	松山市浄瑠璃町456番地
"	大野 精作	松山市浄瑠璃町144番地 2
"	松本 三郎	松山市久谷町54番地
"	相原 義則	松山市久谷町甲521番地 2
"	谷口 洋介	松山市久谷町1762番地
"	二神 明正	松山市窪野町2219番地
"	武智 真吾	松山市窪野町 2番地
"	大野 辰昭	松山市窪野町2139番地
監事	尾崎 正夫	松山市浄瑠璃町111番地 2

○愛媛県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理事	滝本 久志	瀧本 久志

○愛媛県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 4月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第2号 平成28年 4月13日	伊予郡松前町大字西古泉字寿452番 1、452番 7、452番 8	西条市樋之口15番地 1 メゾン燧E棟112号 重 松 淳

○愛媛県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松下 信孝	西予市宇和町信里868番地
"	清家 輝允	西予市宇和町東多田569番地

"	田中 義一	西予市宇和町河内1150番地
"	松本 庄一	西予市宇和町伊延東456番地 2
"	増田 敬介	西予市宇和町東多田59番地
"	石本 省司	西予市宇和町田苗真土1567番地
"	水野 徹也	西予市宇和町清沢785番地
"	清水 賢一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	井上 安男	西予市宇和町加茂438番地 2
"	二宮 一朗	西予市宇和町小原375番地
"	井上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山本 武紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	二宮 乗重	西予市宇和町西山田845番地 1
"	三好 鹿次	西予市宇和町1680番地

"	兵 頭 幸 男	西予市宇和町伊賀上1188番地
"	河 野 英 幸	西予市宇和町永長743番地
"	楠 健 明	西予市宇和町小野田670番地
"	二 宮 健 吉	西予市宇和町久枝甲153番地
"	河 野 潤 二	西予市宇和町野田227番地
"	阿 部 功	西予市宇和町下松葉324番地
"	上 甲 俊 子	西予市宇和町稲生883番地
"	萩 森 慎 一	西予市宇和町皆田753番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	兵 頭 修	西予市宇和町明間1799番地
"	水 口 秀 昭	西予市宇和町明石1647番地
"	松 本 健 彦	西予市宇和町新城946番地
"	薬師寺 善 高	西予市宇和町平野128番地
"	堀 内 喜久雄	西予市宇和町田野中392番地
監 事	岡 本 忠 夫	西予市宇和町空所521番地
"	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
"	兵 頭 竹 美	西予市宇和町明間2357番地

"	是 澤 英 治	西予市宇和町空所186 - 1 番地
"	宇都宮 暹 爾	西予市宇和町清沢1137番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	村 上 静 男	西予市宇和町大江476番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	三 好 國 則	西予市宇和町西山田1979番地
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	兵 頭 幸 男	西予市宇和町伊賀上1188番地
"	河 野 英 幸	西予市宇和町永長743番地
"	二 宮 健 吉	西予市宇和町久枝甲153番地
"	藤 代 安 洋	西予市宇和町久枝569番地
"	門 脇 達 也	西予市宇和町神領183番地
"	谷 口 芳 男	西予市宇和町上松葉556番地
"	大 塚 猪八郎	西予市宇和町稲生808番地第 1
"	松 本 薫	西予市宇和町皆田2286番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	佐 藤 忠 広	西予市宇和町明間2670番地
"	藤 内 文 雄	西予市宇和町明石1154番地
"	高 岡 常 夫	西予市宇和町常定寺370番地
"	末 光 詔 二	西予市宇和町伊崎502番地
"	和 氣 吉 一	西予市宇和町田野中481番地
監 事	西 岡 富代樹	西予市宇和町岡山120番地
"	阿 部 功	西予市宇和町下松葉324番地
"	末 光 弘 和	西予市宇和町新城696番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 哲 男	西予市宇和町信里930番地
"	宇都宮 文 隆	西予市宇和町瀬戸599番地
"	田 中 義 一	西予市宇和町河内1150番地
"	河 野 治	西予市宇和町伊延西1271番地 1
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地

○愛媛県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1837番18から 同町下須戒甲1873番地先まで	旧	メートル 7.7~13.7	キロメートル 0.315	
			新	7.7~25.6	0.315	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
バイオセーフティレベル3 検査設備の購入
- (2) 購入物品名及び数量
バイオセーフティレベル3 検査設備 一式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(5) 納入場所

愛媛県家畜病性鑑定所の家畜病性鑑定所棟 2 階
（所在地：愛媛県東温市田窪字門田743番 1）

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札で行うこととする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(4)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2577

- (2) 入札書の受領期間
平成28年6月15日（水）午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成28年6月15日（水）午前10時00分
愛媛県農林水産部7階会議室 第二別館7階

4 その他

- (1) WTO協定の適用
本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定およびその他の国際約束の適用を受ける。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：平成28年6月6日（月）午後5時00分
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Biosafety Level 3 containment facilities, 1 Set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 June 2016
- (3) For further information, please contact: Livestock Division, Agricultural Development Subdepartment, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2577

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設の指定を取り消した。

平成28年4月26日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

1 指定を取り消した博物館に相当する施設

- (1) 設置者の名称
新居浜市
- (2) 名称
新居浜市立郷土美術館
- (3) 所在地
新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 取消年月日

平成28年4月18日

○愛媛県教育委員会告示第6号

愛媛県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第5条第2項の規定により、県立博物館の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

1 県立博物館の名称

愛媛県総合科学博物館

2 指定管理者の名称

変更前	イヨテツケーターサービス株式会社
変更後	伊予鉄総合企画株式会社

3 変更年月日
平成28年4月1日

○愛媛県教育委員会告示第7号

愛媛県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第5条第2項の規定により、県立博物館の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

- 1 県立博物館の名称
愛媛県歴史文化博物館
- 2 指定管理者の名称

変更前	イヨテツケーターサービス株式会社
変更後	伊予鉄総合企画株式会社

3 変更年月日
平成28年4月1日

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

平成28年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛

媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

- 1 調査の目的
地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成
- 2 調査対象の範囲
県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
 - (2) 給与制度に関すること。
 - (3) 従業員の給与に関すること。
 - (4) 採用に関すること。
 - (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
平成28年4月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者
2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの
- 6 報告を求めるために用いる方法
実地調査
- 7 報告を求める期間
平成28年5月1日（日）から同年6月17日（金）まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県理学療法士連盟支部	菊池 健蔵	鈴木 伸	松山市湊町四丁目1-7 菊池ビル3階	平成28年3月29日

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
足立としゆき後援会愛南町支部	羽田 保 恵	吉田 かつ代	南宇和郡愛南町御荘平城3041	平成28年3月3日
中村一雅後援会	松木 泰	松本 計夫	西予市三瓶町津布理2855	平成28年3月9日
信宮徹也後援会	井上 浩一	楠 健明	西予市宇和町小野田575	平成28年3月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成28年4月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
日本共産党中予地区委員会	植 木 正 勝	代 表 者	植 木 正 勝	田 中 克 彦	平成27年 7月 1日
		会 計 責 任 者	植 木 正 勝	田 中 克 彦	
自由民主党愛媛県松山市第十五支部	菊 池 伸 英	会 計 責 任 者	宮 本 一 成	武 知 和 久	平成28年 3月18日
自由民主党愛媛県松山市第二十支部	関 谷 勝 嗣	会 計 責 任 者	徳 田 豊	伊 與 田 雅 人	平成28年 3月23日
自由民主党愛媛県支部連合会	明 比 昭 治	代 表 者	明 比 昭 治	河 野 忠 康	平成28年 3月26日
		会 計 責 任 者	黒 川 洋 介	徳 永 繁 樹	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
角田ともえと楽しく未来を語る会	角 田 智 恵	主たる事務所の所在地	松山市味酒町一丁目9 - 5アーバン大手町505号	東温市横河原930 - 11菊翠館202号	平成27年 3月31日
愛媛県歯科技工士連盟	河 野 喜 久 巳	代 表 者	河 野 喜 久 巳	松 下 清 松	平成27年 6月 1日
		会 計 責 任 者	兵 頭 基 充	河 野 喜 久 巳	
四国税理士政治連盟愛媛県支部	白 石 豪	代 表 者	白 石 豪	島 津 諭	平成27年 9月 4日
		会 計 責 任 者	竹 村 俊 一	徳 井 廣 志	
正岡かずひろ後援会	高 橋 恒 範	会 計 責 任 者	正 岡 満	篠 崎 好 文	平成28年 2月24日
杉村ちえ後援会	高 野 弥 生	代 表 者	高 野 弥 生	岡 井 奨 史 朗	平成28年 3月 1日
田中徳博後援会	大 塚 正 寿	主たる事務所の所在地	西予市宇和町伊賀上1109	西予市宇和町伊賀上160	平成28年 3月12日
		代 表 者	大 塚 正 寿	田 中 和 浩	
きくち伸英後援会	田 村 正 弘	代 表 者	田 村 正 弘	鶴 居 秀 夫	平成28年 3月18日
岡本やすし後援会	岡 本 靖	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町大字北川原728 - 3	伊予郡松前町大字西高柳255 - 1	平成28年 3月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県西条市第四支部	青 野 勝	平成27年12月24日

自由民主党愛媛県四国中央市第二支部	篠 原 実	平成28年 3月29日
-------------------	-------	-------------

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中西 さ と る 後 援 会	村 上 空 山	平成27年 4月30日
田 中 剛 後 援 会	和 氣 均	平成27年12月31日
えひめ勝手連選挙対策本部	田 淵 紀 子	平成28年 1月10日

愛媛政治経済研究会 宮島 明 平成28年 2月29日

角藤純後援会 角藤 純 平成28年 3月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成28年 4月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
横山博幸	衆議院議員	横山博幸後援会「幸縁の会」	松山市天山三丁目13番15号	平成28年3月11日